

行方市プレミアム付商品券

～行方市市政施行 15 周年記念なめがた応援チケット～

【取扱店用説明書】

1. 事業概要

当会では新型コロナウイルス感染症に関する個人消費の冷え込みの抑止及び市内商店等の活性化を図るため、国や行方市の協力を得て、市内のみで利用可能な期間限定の商品券に 50% のプレミアムを付けて市民へ発行・販売する事業を実施します。

2. 商品券の発行概要

- (1) 商品券名 「行方市プレミアム付き商品券
～行方市市政施行 15 周年記念なめがた応援チケット～」(以下商品券)
- (2) 発行者 行方市・行方市商工会
- (3) 発行総額 195,000,000 円
(商品券正味価格 130,000,000 円+プレミアム 65,000,000 円)
- (4) 発行内容 1 冊 15 枚綴り (1,000 円券×15 枚、15,000 円分) を 10,000 円で販売
- (5) 発行部数 13,000 冊
- (6) プレミアム率 50% (負担: 市補助金)
- (7) 購入限度額 行方市民 (13,000 世帯) 一世帯 1 冊
- (8) 利用割合 商品券 1 セット (15 枚) に対し
 - ①大型店と一般店両方で利用できるもの 共通券 10 枚
 - ②大型店(店舗面積 1,000 ㎡以上)で利用できない券 指定券 5 枚
- (9) 使用期間 令和 2 年 10 月 1 日 (木) から令和 3 年 1 月 31 日 (日)

3. 商品券の販売

- (1) 販売期間及び販売所
販売期間: 令和 2 年 10 月 1 日 (木) ～令和 2 年 11 月 13 日 (金)
午前 9 時～午後 4 時まで
販売所: 行方市内特定郵便局 11 ヲ所

4. 商品券の利用について

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能。
- (2) おつりは出ない。

5. 次に掲げるものについて商品券の利用はできない。

- (1) 商品券・ビール券・タバコ・図書券・切手・印紙・医療費・プリペイドカード等
換金性の高いもの
- (2) 株式、先物、宝くじなどの金融商品
- (3) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、買掛金、未払金の支払い
- (4) 公共料金 (税金・電気・ガス・水道料金・下水道料金等)
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) 商品券の交換又は売買

6. 商品券取扱店の登録資格及び登録申請

(1) 商品券取扱店として登録できる者は、市内に事業所があり、一般消費者にその便宜を与えられる商業、工業、製造業、建設業、サービス業等すべての事業者を対象とする。ただし、次の事業所を除く。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業を行うもの。
- ②業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの。

7. 商品券取扱店登録申請について

(1) 登録方法

商品券取扱店登録希望者は、商品券取扱店登録申請書に必要事項を記入し、申請する。申請場所は、行方市商工会とする。

(2) 登録申請期間

令和 2 年 8 月 20 日（木）～令和 2 年 12 月 21 日（月）まで商工会で受け付ける

(3) 登録

商工会長は、登録申請に基づき、商品券取扱店と認め、商品券取扱店登録証（以下登録証）を発行する。商品券取扱店には表示等（のぼり、ポール、加盟店ポスター、実施要項等）を配布し、登録証は当日発行又は後日郵送する。

(4) 振込口座の登録

振込口座は、法人事業社は、法人名義口座、個人事業主は、代表者名義口座での登録となります。それ以外の口座名義では登録できません。

8. 商品券取扱店の責務

- (1) 商品券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため商品券裏面に事業所名を記入または押印する。
- (2) 商品券が偽造であったり、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りは拒否すること。また、その際速やかにその事実を商工会及び警察に報告すること。
- (3) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。
- (4) 商品券取扱店間での商品券の交換又は売買は行わないこと。
- (5) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わない。

9. 商品券の換金

お客様が利用し受け取った商品券は、下記内容で換金してください。

- (1) 換金期間 令和 2 年 10 月 1 日（木）から令和 3 年 2 月 26 日（金）
- (2) 換金窓口 下記市内金融機関

【注意】換金指定金融機関の換金時間・振込日は金融機関によって違います。

※下記は予定です。詳細は、金融機関の窓口にてご確認ください。

換金指定金融機関	受付日	振込までの期日
筑波銀行麻生支店	営業日	月末締め翌 10 日支払い
水戸信用金庫玉造支店	営業日	月末締め翌 10 日支払い
佐原信用金庫麻生支店	営業日	月末締め翌 10 日支払い

(3) 換金方法

- ①商品券取扱店申請の際、振り込む口座の登録をします。期間中の登録口座の変更はできません。

②商品券取扱店は、受け取った商品券は、裏面に事業所名を記入または押印し、「商品券換金依頼書」を換金指定金融機関窓口で記入し「商品券取扱店登録証」を提示し預かった商品券と共に提出してください。

※当初の商工会での商品券取扱店の登録が済んでいる場合は商品券換金依頼書の事前登録済みの項目に☑をし、振込口座情報の記入は必要ありません。ただし、登録日から一定期間は換金指定金融機関との事務処理の都合上、振込口座情報の記入をする場合があります。

※換金時に窓口で提示する「商品券取扱店登録証」は商品券取扱店登録後、商工会から郵送されます。金融機関窓口で「商品券取扱店登録証」の掲示が無い場合は換金できません。

③換金窓口では、回収商品券の確認を行い、決められた期日に事前登録した金融機関の口座に振り込まれます。その際の振込み手数料の負担はありません。

④商品券は100枚ごとに輪ゴム等でまとめて頂くよう協力ください。

⑤新型コロナ感染防止の観点から、商品券が1,000枚を超える場合、または換金窓口において枚数多数と判断したときは一時窓口預かりとなる場合がございます。換金窓口において預り証を発行しますので後日ご確認ください。その際に換金明細書の枚数と差違が発生した場合は、換金指定金融機関の実数を優先させていただきます。

⑥緊急の換金が必要な場合は商工会にご連絡ください。

(4) 換金手数料及び振込手数料 無料(商工会負担)

10. 注意事項

(1) 振込口座の変更の不可

行方市商工会において商品券取扱店の登録を行う際、振込口座の登録を行いますが、上記のとおり、換金業務の都合上、本事業期間中の登録口座の変更はできませんので、くれぐれもご注意ください。

(2) 換金方法

偽造商品券 商品券取扱店は、消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものではないか注意してください。(商品券には偽造防止を施しています。)

(3) その他

換金指定金融機関への商品券の持ち込みについては、マスク着用の上、まとまった枚数でのご来所をお願いします。新型コロナウイルス感染防止の為、ご協力をお願いします。

11. 販売促進の実施

(1) 商品券使用期間は、のぼり・ポスターを掲示してください。

(2) 販売促進 独自セール等取扱店や商業組合などにおいて、新規の顧客獲得を目指すように、商品券取扱店において販売促進策を推進されるよう検討下さい。

(3) 広告(9月下旬新聞折込予定)の事業所掲載については8月31日までの申請事業所とさせていただきます。それ以後の商品券取扱店については、のぼり・ポスター、QRコード、ホームページにより消費者に判断して頂きます。

※以上が取扱店向の説明になります。事業運営に、何卒ご協力の程お願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、問合せ下さい。

行方市商工会 事務局 TEL0299-72-0520